

資料 4

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則（1981年3月25日制定）の一部改正について（案）

改正理由：

役員の名称の一部を改正するものである。

- ・他の学年幹事等の名称と区別するため、「監事」の名称を「監査」とする。

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則 新旧対照表

旧	新
第1条～第6条 (役員)	第1条～第6条(略) (役員)
第7条 本会に次の役員を置く。	第7条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名	1. (略)
2. 副会長 若干名	2. (略)
3. 幹事 各卒業年度より若干名	3. (略)
4. 常任幹事 若干名	4. (略)
5. <u>監事</u> 若干名 (役員の選出)	5. <u>監査</u> 若干名 (役員の選出)
第8条 1項～4項	第8条 1項～4項 (略)
5. <u>監事</u> は、総会において卒業会員または学友会員の中からこれを選出する。 <u>監事</u> は他の役員を兼任できない。	5. <u>監査</u> は、総会において卒業会員または学友会員の中からこれを選出する。 <u>監査</u> は他の役員を兼任できない。
6. 役員選出の運営は役員選出規程に基づいて行う。 (役員の任期)	6. (略) (役員の任期)
第9条 (役員の任務)	第9条 (略) (役員の任務)
第10条 1項～4項	第10条 1項～4項 (略)
5. <u>監事</u> は、本会の事業、会計及び資産の監査を行い、報告する。 (顧問)	5. <u>監査</u> は、本会の事業、会計及び資産の監査を行い、報告する。 (顧問)
第11条 (会議)	第11条 (略) (会議)

第12条 第13条 総会は定時総会と臨時総会とする。 1. 定時総会は、毎年1回、会長が招集する。 2. 総会は、委任状も含めて、卒業会員の1/10以上の出席をもって成立し、議決は、出席会員の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の時は、議長の決するところによる。 3. 総会の議長は、幹事会にて互選する。 4. 会長が必要と認めたとき、または幹事会の請求または卒業会員の1/10以上の請求または<u>監事</u>の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。 第14条 総会に附議する事項は、次の事項とする。 1. 役員の選出 2. 事業報告、収支決算、事業計画及び収支予算 3. 会則の制定及び改廃 4. 幹事会または<u>監事</u>が必要と認めた事項 5. 総会で緊急提案され、必要性が承認された事項 第15条 1項～2項 3. 幹事会は、毎年1回、会長がこれを招集する。他に、会長が必要と認めたとき、幹事の1/3以上の請求または<u>監事</u>の請求があったとき、並びに常任幹事会の請求があったときは会長が臨時幹事会を招集する。 4. 幹事会の議長は、互選による。 5. 幹事会は、委任状を含む過半数の出席をもって成立し、過半数をもって決する。ただし、賛否同数の時は、議長の決するところによる。 6. <u>監事</u>は幹事会に出席し、意見を述べることができる。 第16条～第24条	第12条 (略) 第13条 総会は定時総会と臨時総会とする。 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 会長が必要と認めたとき、または幹事会の請求または卒業会員の1/10以上の請求または<u>監査</u>の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。 第14条 総会に附議する事項は、次の事項とする。 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 幹事会または<u>監査</u>が必要と認めた事項 5. (略) 第15条 1項～2項 (略) 3. 幹事会は、毎年1回、会長がこれを招集する。他に、会長が必要と認めたとき、幹事の1/3以上の請求または<u>監査</u>の請求があったとき、並びに常任幹事会の請求があったときは会長が臨時幹事会を招集する。 4. (略) 5. (略) 6. <u>監査</u>は幹事会に出席し、意見を述べることができる。 第16条～第24条 (略) 付則 この会則は、2026年(令和8年)〇月〇日から施行する。
--	---